

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）

1. 取組の推進に関する基本的考え方

大阪府域においては、農空間を守り支えてきた農業者の後継者不足や高齢化、地域コミュニティの脆弱化等により、農空間の多面的機能（大阪産の生産、国土・環境保全、ヒートアイランド現象の緩和等）の維持が困難になってきており、府では平成 20 年 4 月に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を定め、農業者（農業に関する団体含む）と農業者以外の府民が一体となって都市農業の推進及び農空間の保全と活用に取り組むこととしている。

平成 19 年度から農地・水保全管理支払交付金を実施してきたが、平成 26 年度から国の制度が多面的機能支払交付金に移行されたことから、府においても多面的機能支払交付金を活用し、引き続き府民協働による農空間の保全と活用に取り組む。

多面的機能支払交付金の交付にあたっては、大都市圏域にある大阪の農空間の特性を踏まえ、以下の 2 つの要件等を設定する。

（1）対象とする農用地

大阪府知事が「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成 20 年 4 月施行。以下、「農空間条例」という。）」第 14 条第 1 項に基づき指定した農空間保全地域内の農地であること。

（2）活動組織

土地改良区や水利組合などの農業者と、自治会や学校など農業者以外の府民により構成される組織であること。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2255 号。以下、「実施要領」という。）別記 1－2 の国が定める活動指針に準ずるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

実施要領別記 1－2 の第 2 の 1 の（1）から（3）と同じとする。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

実施要領別記 1－2 の第 2 の 1 の（４）と同じとする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア．地域資源の基礎的保全活動

該当なし。

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

該当なし。

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

国が定める活動指針及び活動要件（別記 1－2）のとおりとする。

（２）交付単価

① 基本的考え方

要綱基本方針 1 のとおり。

② 農地維持支払交付金の交付単価

以下のとおりとする。

適用	地目	国の多面的機能支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	国の多面的機能支払交付金と 一体的に地方公共団体が交付 する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,500 円	3,000 円
	畑	1,000 円	2,000 円

（３）交付金の算定の対象とする農用地

要綱基本方針 1．（１）のとおり。

（４）その他必要な事項

該当なし。

3．資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

（１）地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記 1－2 の国が定める活動指針に準ずるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．施設の軽微な補修

実施要領別記 1－2 の第 2 の 2 の（１）、（２）、（３）と同じとする。

イ．農村環境保全活動

実施要領別記 1－2 の第 2 の 2 の（４）と同じとする。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

実施要領別記 1－2 の第 2 の 2 の（５）と同じとする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア．施設の軽微な補修

該当なし。

イ．農村環境保全活動

該当なし。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

該当なし。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

国が定める活動指針及び活動要件（別記 1－2）のとおりとする。

（２） 交付単価

① 基本的考え方

要綱基本方針 1 のとおり。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

以下のとおりとする。

適用	地目	国の多面的機能支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	国の多面的機能支払交付金と 一体的に地方公共団体が交付 する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,200 円	2,400 円
	畑	720 円	1,440 円
継続地区交付単価 (※ 1)	田	900 円	1,800 円
	畑	540 円	1,080 円

※ 1 農地・水保全管理支払の取組を含め資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）を 5 年間以上実施した農用地及び資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）の対象農用地を指す。

※ 2 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、交付単価に 5/6 を乗じた額とする。

(3) 交付単価の対象とする農用地

要綱基本方針1.(1)のとおり。

(4) その他必要な事項

該当なし。

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

ア. 実施要領別記1-2の国が定める活動指針に準ずるものとする。

イ. 実施要領別記1-3の第3の2の工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合の要件については定めず、施設の長寿命化に係る費用は工事1件当たり2百万円未満とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

長寿命化工法を原則とし、更新する場合は長寿命化工法よりも経済的な場合のみ認めるものとし、財産処分制限年数を経過しない間に、各種開発事業（農業農村整備事業含む）の実施が見込まれる施設は、原則対象外とする。

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

該当なし。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

国が定める活動指針及び活動要件（別記1-2）のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

単価の考え方は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号。以下、「実施要綱」という。）（別紙2）第6の2の（2）の単価を上限として、予算の範囲内で支援を行なうものとし、要綱基本方針5の広域協定の規模要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織の場合には、当該単価に5/6を乗じた単価とする。

また、要綱基本方針5の広域協定の規模要件を満たさない活動組織の場合は、上記単価に対象農用地面積を乗じて得た金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

② 交付単価（上限単価）

以下のとおりとする。

適用	地目	国の多面的機能支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	国の多面的機能支払交付金と 一体的に地方公共団体が交付 する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価
基本単価	田	2,200 円	4,400 円
	畑	1,000 円	2,000 円

（３）交付金の算定の対象とする農用地

農空間条例第 14 条第 1 項に基づき指定した農空間保全地域内の農地であること。

（４）その他必要な事項

事業対象地区は下記の①から③のとおりとする。

- ①事業実施から概ね 5 年を迎える地区（農地・水保全管理支払交付金事業実施地区を含む）
- ②地域保全管理構想が策定されている地区
- ③農空間条例に基づく「農空間づくり協議会」が設立されている地区

5. 広域協定の規模

事業計画の対象とする区域が、昭和 25 年 2 月 1 日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が、200 ヘクタール以上を有するものとする。

6. 地域の推進体制

（１）基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本府では、大阪府土地改良事業団体連合会、市町村、農業者団体等から構成する「大阪府農空間保全地域協議会」を推進体制に位置付けることとする。

（２）関係団体の役割分担

（ア）大阪府

- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・大阪府域での多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針を策定する。

（イ）市町村

- ・活動組織が作成した事業計画を認定する。
- ・活動組織が行った活動実績を確認する。

（ウ）大阪府農空間保全地域協議会

- ・活動組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。

- ・活動組織に対し、事業計画に位置づけられた活動等の適宜指導を行う。
- ・府域一円に対し、本交付金の普及・啓発を図る。

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村及び大阪府農空間保全地域協議会への推進交付金については、事務量等を勘案し、府から交付することとする。

(4) その他必要な事項

該当なし。

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

＜参考1＞

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	大阪府	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○	
(2) 事業計画の認定		○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○	
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○		
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導			○	
(1) 活動組織等への説明会			○	
(2) 活動に関する指導、助言			○	
(3) 推進に関する手引きの作成			○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援			○	
9. (1) 交付申請書等の審査		○		
(2) 通知・交付		○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項				

(注)「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

